第３　役員等債権
１　定義
役員等債権とは、清算株式会社の代表清算人塚田美樹及び同社の元代表取締役である塚田眞琴が清算株式会社に対して有している貸付債権、利息債権及び遅延損害金請求権を含む一切の債権をいう。
ただし、弁済対象基準額は第１に記載したとおり、特別清算開始決定時における以下の債権元本額を意味する。
塚田　美樹　1960万5801円
塚田　眞琴　1635万7694円
２　役員等債権についての免除
役員等債権は本協定認可決定確定時において全額免除を受ける。
（別紙省略）

以上
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第３００８号

大阪市北区梅田１丁目２番２号大阪駅前第二ビル12―12
清算株式会社　スカーレット株式会社
代表清算人　牛澤　清悟
１　決定年月日　令和７年11月７日
２　主文　本件協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、各協定債権者に対し、協定債権の内令和５年６月７日（中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づく一時停止申し入れ時点）までの原因に基づいて生じた債権（以下、「弁済対象債権」という。）の4.00パーセントの金員（１円未満は切り捨て）について、本協定認可確定日の属する月の末日から１か月以内に弁済する。
２　前項の弁済は、協定債権者の指定する金融機関の口座に振込送金する方法で支払う。
ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
３　協定債権者は、第１項の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額について、その債務を全部免除する（ただし、この免除は保証人の保証債務に影響しない。）。
４　清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は速やかにこれを換価し、協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各弁済対象債権の割合に応じて弁済する。
ただし、割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。この場合において、協定債権者が第３項により行った債務の免除は、割合弁済された金額の限度において効力を失うものとする。
５　特別清算開始決定日以降、協定債権の全部または一部について債権の移転があった場合においても、変更前の協定債権者とその有する協定債権の額を基準に本協定条項を適用するものとする。

以上
大阪地方裁判所第６民事部

監督命令変更

再生手続終結

小規模個人再生による再生手続開始